

神奈川県告示第 489 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 34 条の規定により、起業者から次のとおり収用及び使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

平成 27 年 11 月 11 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 起業者の名称

国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

2 事業の種類

一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）新設工事（高速横浜環状南線・神奈川県横浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢地内から同市戸塚区汲沢町字吹上ケ地内まで）並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事

3 手続が開始される土地

(1) 収用の手続が開始される土地

横浜市栄区飯島町字滝ケ久保、字外広地、字内広地及び字樋ノ口、長尾台町字雲雀子下並びに田谷町字雲雀子、字大海、字金子、字角田、字島越、字中ノ橋及び字亀ノ甲山地内

(2) 使用の手続が開始される土地

横浜市栄区飯島町字滝ケ久保、字外広地、字内広地及び字樋ノ口、長尾台町字雲雀子下並びに田谷町字雲雀子、字大海、字金子、字角田、字島越、字中ノ橋及び字亀ノ甲山地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

横浜市栄区役所総務部区政推進課